

社会福祉法人東京家庭学校

保育園リスクマネジメント実施規程

社会福祉法人東京家庭学校

上水保育園本園

上水保育園西荻分園

上水保育園清水分園

杉並区立高井戸保育園

保育園リスクマネジメント実施規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この「保育園リスクマネジメント実施規程」（以下「本規程」という）は、内閣府令第39号『子ども・子育て支援法、第32条（事故発生の防止及び発生時の対応）』、『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』及び杉並区条例第32条に基づき、社会福祉法人東京家庭学校（以下「法人」という。）が運営する上水保育園、上水保育園西荻分園、上水保育園清水分園、杉並区立高井戸保育園（以下「保育園」という。）が保育園の利用者の安全を確保し、事故防止のための取り組みおよび、事故発生時の対応、再発防止に資するため、その体制を確立し、必要な事項を定め、重大事故の予防と事故後の適切な対応を行うため、危機管理・危機対応（以下リスクマネジメントという）に関する取り組みを行うことを目的とする。
また、本規程に準じて具体的な指針（危機管理・対応マニュアル）を策定し、実情に応じた取り組みを行う。

第 2 章 事故防止のための取り組み

(事故発生防止の取り組み)

第2条 保育園では、保育を提供する過程での事故発生を防止するために、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 事故の発生防止のための体制を整備すること
 - ①事故の防止のための指針（危機管理・対応マニュアル）を整備し、実践的な研修等を通じて全ての職員に周知する。
 - ②睡眠中、水遊び、食事中等の活動における危険の有無の確認や、万が一事故が発生した場合の検証ができるよう、必要に応じてビデオ等の記録機器の活用をする。
- (2) 事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生防止のための安全対策委員会を設置すること。
- (4) 安全な保育環境を確保するために、特に重大事故が発生しやすい以下の各号の場面毎に注意事項をまとめ、配慮を行うこと。
 - ア 睡眠中
 - イ プール遊び・水遊び
 - ウ 誤嚥（食事中）
 - エ 誤嚥（玩具、小物等）
 - オ 食物アレルギー

- (5) 事故の発生防止・予防のための職員の資質の向上を図ること。
 - ①事故発生防止・予防のための研修や訓練を定期的に行うこと。
 - ②保育園・法人は職員の研修への参加の促進を行うこと。
- (6) 緊急時の対応体制を常に確認をすること。
 - ①緊急時の役割分担を決めること。
 - ②日常に準備しておく以下の号についてとりまとめておくこと
 - ア 受診医療機関のリスト。
 - イ 救急車の呼び方
 - ウ 受診時の持ち物
 - エ 通報先の順番・連絡先等を示した図等
- (7) 保護者や地域住民等、関係機関との連携を行うこと。
- (8) 子どもや保護者への安全教育を行うこと。
- (9) 施設等の安全確保に関するチェックリストを作成し、定期的に点検を実施し記録すること。

第 3 章 事故発生時の対応

(事故発生時の対応)

第3条 保育園では、保育を提供する過程での事故発生時の対応のために、以下の取り組みを行う。

- (1) 事故発生時の対応のための指針（危機管理・対応マニュアル）を整備すること。
- (2) 重大事故発生時には以下の段階的な対応を行うための体制を整備すること。
 - ①事故発生直後の対応について
 - ア 心肺蘇生・応急処置
 - イ 状況の把握
 - ウ 保護者への連絡 等
 - ②事故直後以降の対応について
 - ア 杉並区保育課（以下保育課という）・法人等への連絡
 - イ 事故状況の報告
 - ウ 保育継続のための体制の確保
 - エ 事故発生現場を現状保存
 - ③事故状況の記録について
 - ア 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。
 - ④保護者等への対応について
 - ア 事故に遭った子どもの保護者への対応
 - イ 事故に遭った子ども以外の保護者への対応について
 - ウ 職員への対応
 - エ その他の子どもへの対応
 - オ 保護者説明会等について

- ⑤報道機関への対応について
 - ⑥保育課への事故報告について
 - ⑦明らかな危険要因への対応について
 - ⑧事故後の検証について
- 2 保育を提供する過程で、事故が発生した場合は、速やかに当該児の家族及び区等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うこと。

(損害賠償)

第4条 保育を提供する過程で、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。

(再発防止)

第5条 事故の再発防止のための取り組みを行うこと。

- 2 事故が発生した場合に、当該事実が速やかに報告され、その分析を通じた再発防止策を職員等へ周知徹底する体制を整備すること。

第 4 章 安全対策委員会

(安全対策委員会)

第6条 保育園は、第2条1項(3)号に基づき、安全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、安全対策管理委員会、各園安全対策委員会で構成される。
- 3 リスクマネジメントの取り組みを推進する担当職員として、安全対策委員を園毎に配置し、安全対策リーダーを必要に応じて上水保育園、高井戸保育園に配置する。

(委員会の任務)

第7条 委員会は次の各号を審議する。保育園における利用者の安全確保、利用者サービスの向上、利用者の個人情報の保護を図るために、下記の取り組みを行う。

- (1) 事故発生の防止及び事故発生時の対応の指針(危機管理・対応マニュアル)の作成および改訂に関すること。
- (2) リスクマネジメントの検討に関すること。
- (3) リスクマネジメントに関する取り組みの広報・周知に関すること。
- (4) 事故が発生した場合の対応策の検討に関すること。
- (5) リスクマネジメントに関わる取り組みを検討・推進するための体制整備に関すること。
- (6) その他。

(安全対策管理委員会)

第8条 安全対策管理委員会は、園長・副園長・分園長・事務長などをもって構成することを原則とする。

2 委員会の活動内容は、次の各号に関する協議、調査等の活動を行う。

- (1) 事故発生防止の取り組みに関すること。
- (2) 事故、ヒヤリ・ハットの分析及び再発防止策の検討に関すること。
- (3) 事故防止のために行う職員に対する指示に関すること。
- (4) 事故防止のための啓発、教育、報告等に関すること。
- (5) 事故についての訴訟に関して法人をはじめ関係各機関との調整に関すること。
- (6) 本規程、危機管理・対応マニュアルの作成および改訂に関すること。
- (7) 園児の個人情報保護に関すること。
- (8) 安全対策管理委員会の提案に関すること。
- (9) 四園合同安全対策委員会の提案および検討結果の精査、決定に関すること。
- (10) その他。

3 委員会の検討結果について

安全対策管理委員会の検討結果、決定事項については、園長・分園長は、安全対策リーダー、委員を通じて、職員に周知を行う。

4 委員会の開催

委員会の開催は、定例会及び臨時会を上水保育園園長が招集し、定例会は概ね年3回、臨時の委員会は園長が必要と認める時期に開催できるものとする。

5 委員会の記録

委員会の記録は、委員が交替で行う。

(各園安全対策委員会)

第9条 委員会は園毎に、副リーダー長、看護師、リーダー、保育士、事務担当職員などをもって構成することを原則とする。

2 委員会の活動内容

委員会は、次の各号に関する協議、調査等の活動を行う。

- (1) 事故発生防止の取り組みに関すること。
- (2) 事故、ヒヤリ・ハットの分析及び再発防止策の検討に関すること。
- (3) 事故防止のために行う職員に対する指示に関すること。
- (4) 事故防止のために行う園長、分園長等に対する提案に関すること。
- (5) 事故防止のための啓発、教育、報告等に関すること。
- (6) 事故についての訴訟の補助に関すること。
- (7) 危機管理・対応マニュアルの作成および改訂に関すること。
- (8) 園児の個人情報保護に関すること。
- (9) 再発防止策の履行確認に関すること。
- (10) その他。

3 各園の安全対策委員は、必要に応じて四園合同の安全対策委員会を開催できるものとする。

4 委員会の検討結果の報告

委員会の検討結果については、園長、分園長に報告するとともに、必要に応じ安全対策管理委員会に提案を行う。

5 委員会の開催

委員会の開催は、定例会は概ね毎月1回とする。ただし、必要に応じ、臨時の委員会を開催できるものとする。

6 委員会の記録

委員会の記録は、委員が行う。

(安全対策リーダー)

第10条 安全対策リーダーを上水保育園、高井戸保育園に必要な応じ配置する。

2 安全対策リーダーは各園の園長が指名する。

3 事故防止に資するため、安全対策リーダーは、次の各号に関する活動を行う。

(1) 事故原因の分析及び再発防止についての検討及び提言。

(2) ヒヤリ・ハット体験報告の内容の分析及び報告書への必要事項の記入。

(3) 安全対策管理委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の職員への周知徹底、その他委員会（防災対策委員会）との連絡調整。

(4) 職員に対するヒヤリ・ハット体験報告の積極的な提出の励行。

(5) 園児の個人情報保護体制の検証及び改善策提起。

(6) 再発防止策の履行および確認に関すること。

(7) その他、事故防止に関する必要事項。

(様式)

第11条 保育園で発生した事故、ヒヤリハット（インシデント）体験を報告するための報告書様式を整備する。

2 各報告書は、事故等の発生後速やかに安全対策リーダーを通して園長または分園長に提出する。

3 報告書の内、各関係機関に提出する必要があるものについては、園長または分園長に速やかに提出を行うものとする。

附則

この規程は、平成28年5月28日に施行し、平成28年6月1日から適用する。